

ワシントン条約の規定に基づく原産地証明書発給申請に関する誓約書(念書)(ヒナ型)
<「公海上や外国の排他的経済水域において捕獲し、直接輸出される日本産の水産物」用>
(Letterhead)

西暦 年 月 日

さいたま商工会議所 御中

申請会社名 : _____
住所 : _____
代表者名 : _____ (代表者印)
本件担当者名 : _____
電話番号 : _____

ワシントン条約の規定に基づく原産地証明書発給申請に関する誓約書

今般、当社が貴所に申請する原産地証明書（典拠インボイスNo. _____）に記載の商品には、「絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の附属書Ⅲの掲載種の貨物が含まれています。

当該貨物については、ワシントン条約で「種の名前、学名、ソースコード、パーパスコード」の記載が指定されているため、申請する証明書の商品欄に以下の記載をしていますが、本内容は全て真正であることを誓約いたします。誓約違反があった場合には、日本商工会議所の商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程及び商工会議所貿易関係証明罰則規程が適用されることを承諾します。また、本件に関する一切の責任は当社が負い、貴商工会議所には迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

< 証明書記載内容 >

【記載例】

Porbeagle (Lamna Nasus) XX kg Y pieces
CITES required information
Appendix-III, Source-W, Purpose-T, Specimen's origin-Japan

< 添付資料 > ※以下の3点とも必要です。確認のうえチェックしてください。

- 船舶国籍証明書の写し
- 漁業許可書の写し
- 操業日誌の写し

< 政府におけるワシントン条約担当セクション(お問い合わせ先) >

※ワシントン条約に関する輸出入業を行う者への指導等を行う担当課。

(本件の日本産水産物に関する確認資料関係)

水産庁 増殖推進部 漁場資源課 生態系保全室 TEL : 03-3502-8487

(その他ワシントン条約全般について)

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

TEL : 03-3501-1723